

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

(住所は都道府県から番地まで省略せず、正確に記入してください)

氏名	
住所	都道府県

タクシー労働者に食える賃金を保障しろ！ 労働者の生活保障、地域公共交通維持を求める請願書

《請願趣旨》

コロナ禍による大幅な減収で、タクシー労働者の賃金は年収 249 万円となり、全産業平均の 495 万円の半分にまで落ち込みました（2021 年全国平均）。43 道府県で年収 200 万円台であり、各地で最低賃金法違反が続出しています。生活維持のために、多くの労働者が公的支援資金の借り入れでしのいでいますが、それも限界に達し、返済の目途がまったく立たない状況です。エッセンシャルワーカーとして任務を果たしながらも生活できる賃金が得られないため、労働者の離職が年齢を問わず急増して歯止めがかかっていません。タクシー労働者のくらしはもはや限界で、生きていくために「食える賃金を保障しろ」と大きく叫ぶざるを得ません。

コロナ禍によりタクシー事業の廃業なども多数発生、地方では運行にも支障が生じ、基本的人権としての移動権を保障する地域公共交通を維持することが困難な事態となっています。またこの機に乗じた危険なライドシェア導入に道を開かせてはなりません。

こうした深刻な事態を打開するため、緊急に、特別な手立てが必要です。下記の事項について請願します。

《請願項目》

1. コロナ禍で困窮するタクシー労働者を救済するため、直接現金給付など非常事態に対応する緊急措置をとること。
2. タクシー労働者の最低賃金法違反を直ちに一掃するとともに、運転者負担の解消、累進歩合制度の廃止、改善基準告示違反の長時間労働の是正をはかること。
3. タクシー労働者の社会的水準（全産業平均と同等以上）の労働条件確立へむけ、需給調整、適正な運賃確立など環境整備をはかること。
4. コロナ禍で困難に陥っているタクシー事業を救済する緊急措置として、減収分の補てんなど直接的な支援措置をとること。
5. 地域公共交通を維持するため、乗合タクシー・デマンド交通などへの補助金を大幅に増やし、地方自治体・事業者への啓発・指導・援助をつよめること。
6. 障がい者、病气療養中の人、高齢者、妊産婦らがタクシーを利用する際に運賃を補助する制度を国の責任で設けること。

以上

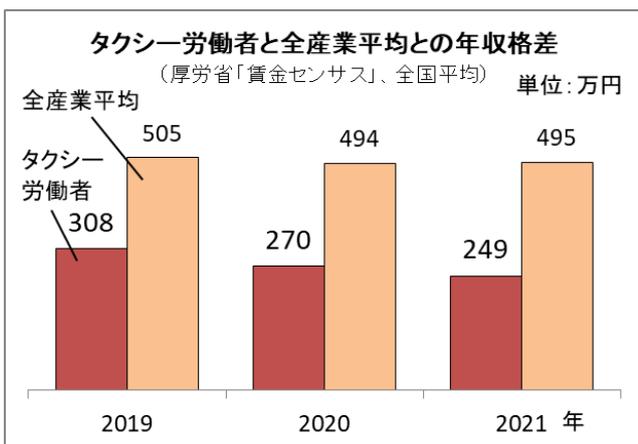
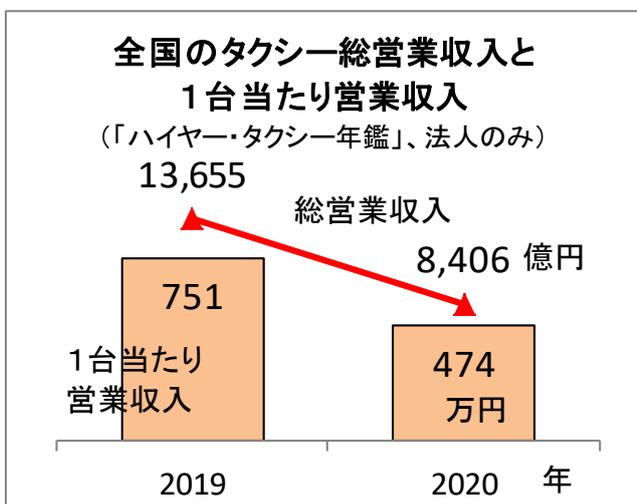
取扱団体：全国自動車交通労働組合総連合会（自交総連）
〒110-0003 東京都台東区根岸 2-18-2-201 電話 03-3875-8071 メール info@jikosoren.jp

タクシー労働者に食える賃金を保障しろ！

国は公共交通の危機を救う緊急対策を

くらしにくい低賃金

コロナ危機により、タクシーの営業収入は4割も減り、歩合給で働くタクシー労働者の賃金も激減しました。全国平均の年収は2021年には249万円で全産業平均の半分です。全国で最低賃金法違反の低賃金となる労働者が続出しています。



くらしにくいので、やめる人が続出し、タクシー労働者は急減しています。このままでは、タクシーを運転する人がいなくなって、地域の公共交通が運行できなくなってしまいます。

私たちは「タクシー労働者に食える賃金を保障しろ！」と切実な声を上げ、政府・国土交通省に、タクシー労働者を救済する緊急の特別対策を求めています。



高齢者・障がい者の利用に補助を

いまタクシーは、地方では最後の公共交通機関として、高齢者や免許返納者の移動に大切な足となっています。

障がい者や妊産婦、病気で通院している人などタクシーが欠かせない交通手段となっている人もたくさんいます。

こうした人たちがタクシーを利用しやすくなるように、国が予算を確保して、地方自治体と協力して乗合タクシー・デマンドタクシーなどを充実させ、障がい者らがタクシーを利用する際の運賃の補助を行うべきです。そうした政策で住民の自由な移動を保障し、タクシー事業も生き残ることができるようにしなければなりません。

